

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人曾根サクラ園の役員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規定において役員等とは、理事・監事・評議員及び評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）という。

## (報酬)

第3条 役員及び委員の報酬については、その業務内容により下表のとおり支給する。

	評議員会・理事会・選任委員会出席	役員業務（全日）	役員業務（半日）	監事会計監査
評議員	0円	0円	0円	
理 事	0円	0円	0円	
監 事	0円	0円	0円	20,000円
委 員	0円	0円	0円	

2 理事長は、常勤役員として月額160,000円を支給する。

## (役員及び委員の業務管理)

第4条 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）への出席を除く役員及び委員の業務については、1日4時間以上を全日とし、4時間未満を半日とする。また、その業務内容については、役員業務管理表に記載する。

## (旅費交通費)

第5条 評議員会・理事会・委員会出席のためおよび法人業務に係る交通費は実費支払いとする。ただし、新幹線・在来線は普通車・指定席とし、航空機はエコノミークラスとする。

## (出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のため宿泊が必要な場合は、役員業務報酬に加え、宿泊費及び旅費の実費を支給する。ただし、宿泊費の支給上限は20,000円とする。

## (報酬の支払方法)

第7条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第8条 役員等の報酬（特別手当を除く。）は、その月の月額の全額を毎月末日迄に支給する。

ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日より実施する。